

# 茨城県報 第421号

平成5年2月12日

金曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●字の区域及び名称の変更(3件)(地方課).....	1
●茨城県消防表彰規程の一部改正(消防防災課).....	3
●保険医及び保険薬剤師の登録(2件)(保険課).....	4
●保安林の指定の解除の予定(林業課).....	5
●道路の区域の変更(道路維持課).....	5
●道路の供用の開始(2件)( " ).....	6
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(3件)(ダム砂防課).....	7

### 公告

●土浦港湾区域内における沈廃船の処理(港湾課).....	9
●開発行為の工事完了(4件)(建築指導課).....	9

### 正誤

●平成5年1月4日付け茨城県報第410号中.....	11
●平成5年1月21日付け茨城県報第415号中.....	11

## 告示

### 茨城県告示第138号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により日立市長から同市内の町の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹内 藤 男

城南町5丁目に変更する区域

城南町3丁目 3086の7から3086の9まで

城南町3丁目に変更する区域

城南町5丁目 3082の5, 3082の6, 3082の30

国分町1丁目に変更する区域

東多賀町1丁目 1853の4, 1853の5

国分町1丁目に変更する区域

鮎川町3丁目 655の2, 841の10

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

鮎川町6丁目に変更する区域

西成沢町3丁目 1861, 1861の1, 1864, 1866の1

及びこれらの区域に隣接介在する水路等である国有地の全部

東町1丁目に変更する区域

平和町2丁目 2489の5, 2489の7から2489の9まで, 2511の2の一部, 2511の3, 2511の4

~~~~~

#### 茨城県告示第139号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により瓜連町長から土地改良事業に伴い、同町内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字中里字十文字に変更する区域

大字中里字前谷津 688の一部, 689の1の一部, 689の2の一部, 690の一部, 691の一部, 692の1の一部, 692の2の一部, 693の1の一部, 693の2の一部, 694の一部

及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部

~~~~~

#### 茨城県告示第140号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により笠間市長から同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字稲田字白石に変更する区域

大字稲田字小立山 3821

大字大郷戸字向善光 473, 475, 476, 472の2, 475の1

同 字善光 463から468まで, 474, 477, 447の2, 447の3, 453の2, 453の3, 459の2, 464の1, 467の1, 469の5, 469の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

~~~~~

茨城県告示第141号

茨城県消防表彰規程（昭和42年茨城県告示第1513号の一部を次のように改正する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1条中「消防職員で」を「消防団員で」に改める。

第2条第4項中「殉職した」を「死亡した」に改め、同条第7項を次のように改める。

7 表彰状は、次の各号のいずれかに該当するものに対して授与する。

- (1) 消防任務の遂行に関し特に功労があつた消防職員、消防団員、消防機関又は隊
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に協力し、若しくは従事し、又は同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力し、特に功労があつた者
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事し、特に功労があつた者
- (4) 防火思想の普及、消防施設の拡充強化その他消防の発展又は災害時における被害の軽減に関し特に功労があつた部外の個人等

第3条中「当つて」を「当たつて」に、「かえりみる」を「顧みる」に、「うけた」を「受けた」に改める。

第4条第3項第1号中「届け出」を「届出」に改める。

第4条の2第1項中「2,000万円」を「2,500万円」に改める。

第5条及び第6条第1項中「行なう」を「行う」に改める。

第7条第2項中「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 殉職者賞じゆつ金

| 功 勞 区 分                     | 金 額                |
|-----------------------------|--------------------|
| (1) 特に顕著な功労があり、一般の模範と認められる者 | 2 1,0 0 0,0 0 0 0円 |
| (2) 多大な功労があると認められる者         | 1 5,6 0 0,0 0 0 0円 |
| (3) 特に功労があると認められる者          | 1 0,7 0 0,0 0 0 0円 |
| (4) 特に知事が必要と認める者            | 4,1 0 0,0 0 0 0円以下 |

## 別表第2 障害者賞じゅつ金

| 功労区分<br>等 級 | (1) 特に顕著な功労が<br>あり一般の模範と認<br>められる者 | (2) 多大な功労がある<br>と認められる者 | (3) 特に功労があると<br>認められる者 |
|-------------|------------------------------------|-------------------------|------------------------|
| 第 1 級       | 1 5,6 0 0,0 0 0 円                  | 9,4 0 0,0 0 0 円         | 4,1 0 0,0 0 0 円        |
| 第 2 級       | 1 2,9 0 0,0 0 0 円                  | 8,3 0 0,0 0 0 円         | 3,8 0 0,0 0 0 円        |
| 第 3 級       | 1 1,3 0 0,0 0 0 円                  | 7,4 0 0,0 0 0 円         | 3,4 0 0,0 0 0 円        |
| 第 4 級       | 1 0,1 0 0,0 0 0 円                  | 6,6 0 0,0 0 0 円         | 3,0 0 0,0 0 0 円        |
| 第 5 級       | 8,6 0 0,0 0 0 円                    | 5,7 0 0,0 0 0 円         | 2,6 0 0,0 0 0 円        |
| 第 6 級       | 7,5 0 0,0 0 0 円                    | 4,8 0 0,0 0 0 円         | 2,3 0 0,0 0 0 円        |
| 第 7 級       | 6,3 0 0,0 0 0 円                    | 4,1 0 0,0 0 0 円         | 1,9 0 0,0 0 0 円        |
| 第 8 級       | 5,3 0 0,0 0 0 円                    | 3,4 0 0,0 0 0 円         | 1,6 0 0,0 0 0 円        |

## 備 考

- 1 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3に定める第1級から第8級までの障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。

別表第3中「永年勤続功労賞」を「永年勤続功労章」に改める。

## 付 則

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の茨城県消防表彰規程第4条の2第1項の規定並びに別表第1及び別表第2は、平成4年4月1日から適用する。

## 茨城県告示第142号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 氏 名     | 登録記号番号      | 登録年月日     |
|---------|-------------|-----------|
| 齋 藤 光 正 | 茨 薬 1 6 6 0 | 5 . 2 . 1 |

茨城県告示第143号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 氏 名       | 登録記号番号      | 登録年月日      |
|-----------|-------------|------------|
| 小 出 操     | 茨 薬 1 6 5 1 | 5 . 1 . 11 |
| 宮 田 宏 子   | 茨 薬 1 6 5 2 | 5 . 1 . 14 |
| 甲 田 あ ゆ み | 茨 薬 1 6 5 3 | 5 . 1 . 21 |
| 秋 田 京 子   | 茨 薬 1 6 5 4 | 5 . 1 . 25 |
| 大 塚 素 子   | 茨 薬 1 6 5 5 | 5 . 1 . 26 |
| 斉 藤 弘 子   | 茨 薬 1 6 5 6 | 5 . 1 . 27 |
| 白 寄 敦     | 茨 薬 1 6 5 7 | 5 . 1 . 28 |

茨城県告示第144号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除をする保安林の所在場所  
那珂郡大宮町辰ノ口字上川原2075、字水門前2076の1
- 2 指定された目的 水害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地

茨城県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成5年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小埜真岡線
- 3 道路の区域

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員          | 延 長           | 摘 要   |
|------------------------------|------|----------------|---------------|-------|
| 西茨城郡岩瀬町大字西小埜<br>字馬場下378番地先から | 旧    | メートル<br>最大 9.6 | メートル<br>102.5 |       |
|                              |      | 最小 7.6         |               |       |
| 西茨城郡岩瀬町大字西小埜<br>字馬場下375番地先まで | 新    | 最大 9.6         | 102.5         | 迂回路設置 |
|                              |      | 最小 7.7         |               |       |
|                              |      | 最大 10.7        | 118.8         |       |
|                              |      | 最小 10.7        |               |       |

茨城県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 西小埜真岡線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字西小埜字馬場下378番地先から  
西茨城郡岩瀬町大字西小埜字馬場下375番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年2月12日

茨城県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成5年2月12日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 谷井田稲戸井停車場線
- 2 供用開始の区間 取手市之代字小沼538番6地先から  
北相馬郡守谷町守谷薬師堂下甲4046番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成5年2月12日

茨城県告示第148号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 吉川地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号まで順次結んだ線、標柱5号から県道繁昌牛堀線北側境界線に沿って6号まで結んだ線、及び標柱6号から1号までを結んだ線に囲まれた区域

| 郡名  | 村名  | 大字名 | 字名         | 地番等                       | 標柱番号 | 備考     |
|-----|-----|-----|------------|---------------------------|------|--------|
| 行方郡 | 北浦村 | 吉川  | 宿          | 466                       | ①    |        |
| 〃   | 〃   | 〃   | 天神山        | 574                       | ②    |        |
| 〃   | 〃   | 〃   | 後久保        | 570                       | ③    |        |
| 〃   | 〃   | 〃   | 小尾台<br>権現下 | 538-28<br>540-1           | ④    | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃   | 〃   | 宿          | 490-2<br>491-1<br>県道繁昌牛堀線 | ⑤    | 各々の交点  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃          | 農道<br>水路                  | ⑥    | 境界線上の点 |

茨城県告示第149号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県鉾田土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区域の名称 七軒町地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から7号まで順次結んだ線、標柱7号から町道5028号線西側境界線に沿って8号まで結んだ線、及び標柱8号から町道5033号線北側境界線に沿って1号まで結んだ線に囲まれた区域

| 郡名  | 町名  | 大字名 | 字名  | 地番等                                        | 標柱番号 | 備考     |
|-----|-----|-----|-----|--------------------------------------------|------|--------|
| 鹿島郡 | 鉾田町 | 鉾田  | 宮下  | 1652<br>1653<br>町道5033号線                   | ①    | 各々の交点  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 965                                        | ②    |        |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 966                                        | ③    |        |
| 〃   | 〃   | 〃   | 木ノ宮 | 917<br>918                                 | ④    | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 861-5<br>916<br>917                        | ⑤    | 各々の交点  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 861-5<br>864                               | ⑥    | 境界線上の点 |
| 〃   | 〃   | 〃   | 〃   | 861-4<br>861-5<br>861-6<br>865<br>町道5028号線 | ⑦    | 各々の交点  |
| 〃   | 〃   | 〃   | 宮下  | 1662<br>町道5028号線<br>町道5033号線               | ⑧    | 〃      |

茨城県告示第150号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 区域の名称 西町一5地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土地の範囲 昭和56年9月21日付け茨城県報告示第1374号で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する15号を結んだ線、標柱15号から19号まで順次結んだ線、及び標柱19号から市道4093号線西側境界線に沿って標柱8号まで結んだ線に囲まれた区域

| 市名   | 町名  | 字名  | 地番等  | 標柱番号 | 備考 |
|------|-----|-----|------|------|----|
| 北茨城市 | 大津町 | 堂脊戸 | 1406 | ⑮    |    |
| 〃    | 〃   | 〃   | 1396 | ⑯    |    |



|      |     |     |                    |   |        |
|------|-----|-----|--------------------|---|--------|
| 北茨城市 | 大津町 | 堂脊戸 | 1396               | ⑰ |        |
| 〃    | 〃   | 〃   | 1410外合筆番           | ⑱ |        |
| 〃    | 〃   | 〃   | 1426-1<br>市道4093号線 | ⑲ | 境界線上の点 |

## 公 告

### ●土浦港港湾区域内における沈廃船の処理

土浦港港湾区域内（新港地区及び川口地区）において、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を受けずに放置されている次の沈廃船について、当該沈廃船の所有者及び管理者は、平成5年3月3日までに除去しなければならない。

なお、期限までに除去しないときは、同法第56条の4第2項の規定により港湾管理者の長又はその命じた者若しくは委任した者が除去する。

平成5年2月12日

土浦港港湾管理者の長  
茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 沈廃船の位置及び隻数

- 1 新 港 地 区 土浦市川口二丁目4312番の27地先 2隻
- 2 川 口 地 区 土浦市港町一丁目4676番の2地先 4隻

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成5年2月12日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
牛久市女化町1304番1の一部、1304番2の一部、1307番65の一部、1331番1の一部
- 2 事業主の住所及び氏名  
千葉県柏市十余二254番地の233  
株式会社 ロマネ  
代表取締役 福 士 正 直

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩瀬町大字岩瀬字北着2161番1, 同番2, 同番8, 2162番1, 2166番1, 同番2, 同番5, 2167番, 2168番, 2169番1, 2173番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番18, 同番19, 並びに大字中里字向ノ内275番, 286番, 287番, 288番, 289番, 292番1, 同番3, 同番5, 293番, 294番3, 同番4, 295番, 296番, 298番, 299番1, 312番, 313番, 314番1

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都文京区本郷2丁目27番8号

(株) スパンクリートコーポレーション

(代) 村山好弘

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字猿内1515番, 1516番3, 1517番1, 同番3, 同番5, 1521番, 1526番, 1545番1, 同番3, 1547番1, 同番12, 1551番4

## 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場768番

財団法人 東海村開発公社

理事長 須藤富雄

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市高場字下道下2013番1から同番3まで, 2014番1から同番3まで, 2015番, 2016番, 2017番1から同番4まで, 字下谷1854番10

## 2 事業主の住所及び氏名

日立市幸町3丁目4番6号

株式会社 日立ライフ

代表取締役 役重道明

---

正 誤

●平成5年1月4日付け茨城県報第410号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行    | 誤             | 正                                       |
|-----|------|---------------|-----------------------------------------|
| 5   | 下から5 | 1075番1, 1077番 | 1075番2, 同番4, 同番5, 字東方1079番6, 同番12, 同番13 |

●平成5年1月21日付け茨城県報第415号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤                                                | 正                                                |
|-----|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 4   | 上から14 | 下妻市高道祖字東原4207番, 4208番, 4209番                     | 真壁郡明野町向上野字前山95番2, 同番4, 98番2, 同番3, 99番, 字御神戸100番1 |
| 5   | 上から8  | 真壁郡明野町向上野字前山95番2, 同番4, 98番2, 同番3, 99番, 字御神戸100番1 | 下妻市高道祖字東原4207番, 4208番, 4209番                     |

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)